

# 関島社会保険労務士事務所便り

2019年  
7月号

関島社会保険労務士事務所  
（ひがし東京中小企業者組合）  
社会保険労務士・行政書士  
関島 康郎  
〒125 - 0041  
東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 12  
電話：03-3609-7668  
HP：http://www.srseki.info



## 人生100年時代 年金では不十分 経済産業省は「2895万円不足」と試算

老後の資金をめぐるっては、金融庁の審議会がまとめた「約2千万円が必要」とする報告書を麻生金融大臣が、政府の「政策スタンスと異なる」として拒否し、老後の資金が注目されています。

一方、経済産業省において、4月15日に開かれた産業審議会における経産省が示した試算では、2018年に65歳を迎えた夫婦が、85歳まででは、

1801万円不足し、95歳まで30年間暮らすと、生活費は1億763万円かかるが、公的年金収入は、7868万円にとどまり、2895万円が不足するとしています。

「年金だけでは不足する」ことは、関係省庁の共通の認識になっているといえます。

### 人生100年時代に、老後の必要資金は増加

- 老後の期間が20年から30年に延びると、公的年金以外に必要な老後資金は、約1,000万円増大。

#### 老後の必要資金

前提			65歳以降の収支試算		
世帯構成	老後の期間	経済前提	生活費※2 (A)	公的年金収入※3 (B)	不足額 (C=B-A)
夫婦世帯 ・2018年に65歳	20年 (65~85歳)	平成26年 財政検証 ケースH ※1	6,959万円	5,158万円	▲1,801万円
	30年 (65~95歳)		10,763万円	7,868万円	▲2,895万円

※1 平成26年財政検証（前提：ケースH）  
（経済前提）平成35（2023）年度までの足元の前提：内閣府「中長期の経済財政に関する試算（平成26年1月20日）」の「参考ケース」に準拠  
平成36（2024）年度以降の長期の前提：物価上昇率=0.6%、賃金上昇率=1.3%、運用利回り=2.3%（名目値）

※2 生活費は、無職の高齢夫婦世帯（夫65歳以上・妻60歳以上の夫婦1組のみの世帯）における平均の実支出を用いて推計。

※3 公的年金収入は、無職の高齢夫婦世帯における平均の公的年金給付を用いて、財政検証結果の伸び率で推計。  
所得代替率は、平成26（2014）年度→平成37（2025）年度→平成52年（2040）年度にかけて、それぞれ、62.7% → 56.7% → 47.3% まで低下する見込み。

（出所）総務省「家計調査（2014年）」より推計。

（「経済産業省」ホームページより）

# 年金に関する今年度改正内容

## ◆2019年度の年金額は0.1%プラス改正

2019年度の年金額を決める根拠となる対前年の物価変動率はプラス1.0%、名目手取り賃金変動率は+0.6%でした。ともにプラスで名目手取り賃金変動率が下回るため、+0.6から「マクロ経済スライド」の調整が行われました。

## ◆マクロ経済スライドとは

マクロ経済スライドとは、そのときの現役人口の減少や平均余命の伸びに合わせて、年金の給付水準を自動的に調整する仕組みです。政府は、今年度のマクロ経済スライド調整率-0.2%に繰越分-0.3%合わせ、0.5%が調整され、年金額は0.1%のプラス改定となったと説明しています（賃金変動率0.6-調整率0.5=0.1）。

このマクロ経済スライドについては、年金額を自動的に引下げる制度ですが、低賃金の労働者ほど年金の目減りが大きく、格差を広げているとの指摘も出ています。

## 2019年度の主な年金額

項目	年金額等(円)
老齢基礎年金(満額)	780,100
障害基礎年金(1級)	975,125
傷害基礎年金(2級)	780,100
遺族基礎年金	780,100
子の加算額1人2人目	224,500
子の加算額3人目以降	74,800
配偶者加給年金額	224,500
遺族厚生年金の 中高年寡婦加算額	585,100

## ◆在職老齢年金調整額46万円が47万円に

65歳未満の厚生年金受給者は、2015年から標準報酬月額相当額（標準報酬月額+年間賞与

額の12分の1）と年金月額の合計額が28万円を超え46万円以下のときは、超えた額の半分が支給停止になり、46万円を超えるときは別な算定式が適用されます。

65歳以上の人で厚生年金に加入している人及び70歳以上の人の上乗せ者については、標準報酬月額相当額と年金月額の合計が、46万円を超えるとき、超える額の半額が支給停止となっていました。（この半額が年金月額を上回る場合は全額停止となります）

この調整基準額46万円が47万円に今年度から引き上げられました。

## ◆年金生活者支援給付金がスタート

65歳以上の老齢基礎年金受給者のうち、年金を含めても所得が低く、経済的な援助を必要としている人に対し、年金に上乗せして支給する「年金生活者支援給付金」がスタートします。

## 高齢者への給付金（老齢年金生活者支援給付金）

- この給付金の支給要件は以下のとおりです。
- ①65歳以上の老齢基礎年金受給者であること。
  - ②前年の公的年金等の収入金額と、その他の所得との合計額が、老齢基礎年金満額相当額（約78万円=今年度は77万9300円）以下であること。
  - ③同一世帯全員が市区町村民税非課税であること

### 給付額（免除期間は別）

給付月額=5000円×保険料納付済期間（月数）÷480月

なお、老齢年金生活者支援給付金の所得要件を満たさない人で、前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が約88万円（今年度は87万9300円）までの人には、補足的な給付金が支給されます。また、障害年金や遺族年金の受給者にも同様の給付金（月額5,000円、障害1級者は6,250円）が支給されます。

# 書面での「労働条件通知書」の交付が必要

当社は、賃金等の労働条件については面接の際に説明し、書面では交付していません。ところが、ある従業員から「労働条件通知書が交付されていないが、違法ではないか」と質問を受けました。当社の対応は違法なのでしょうか？

## ◆ 書面での交付が必要な事項

使用者が労働者への労働条件を明示することは、労働基準法での規定です。

労基法 15 条 1 項は、使用者が労働者に対し、一定の労働条件については明示すべきことを規定しており、明示すべき事項は労働基準法施行規則 5 条で列挙しています。その中でも以下の①～⑤の事項については、書面での交付が義務付けられています。(ただし、④の昇給に関する事項を除く)。①労働契約の期間、有期雇用契約の場合は更新の有無と更新基準

- ②就業の場所および従事すべき業務
- ③始業及び就業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇
- 2 交替制等に関する事項
- ④賃金の決定、計算および支払いの方法、賃金の締切および支払いの時期並びに昇給に関する事項
- ⑤退職（解雇の事由を含む）に関する事項

## ◆ FAX・メール等でも可能に

今年の 4 月 1 日より、労働者が希望した場合に限り、以下のような方法で明示することができるようになります。但し、出力して書面を作成できるものに限られます。

- ① FAX
- ② E メールや、Gmail 等の Web メールサービス
- ③ LINE やメッセージング等の SNS メッセージ機能等

(注) 第三者に閲覧させることを目的としている労働者のブログや個人のホームページへの書き込みによる明示は認められません。

これは、労働条件の内容が不明確な場合には労使間で争いとなりやすいため、かかる事態を未然に防ぐために労働契約締結の際に使用者に明示義務を課したものです。

## ◆ 以下の事項についても明示義務

書面の交付は義務付けられていませんが、以下の事項についても明示する必要があります。

- ⑥退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払いの方法並びに退職手当の支払いの時期に関する事項
- ⑦臨時に支払われる賃金(退職手当を除く。)、賞与及びこれらに準ずる賃金並びに最低賃金額に関する事項
- ⑧労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項
- ⑨安全及び衛生に関する事項
- ⑩職業訓練に関する事項
- ⑪災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項
- ⑫表彰及び制裁に関する事項
- ⑬休職に関する事項

## ◆ 違反すると 30 万円以下の罰金

この規定は、違反すると 30 万円以下の罰金という刑罰が予定されています(労基法 120 条 1 号)。労働基準監督署から指導を受けても書面を交付しないなど、悪質と判断される場合、送検される可能性が全くないわけではありません。



**●パワハラ相談 最多8万件**

厚生労働省が発表した2018年度の「個別労働紛争解決制度」の利用状況によると、パワーハラスメントなどの「いじめ・嫌がらせ」の相談が8万2,794件と全体の25.6%を占め、過去最多を更新した。ほかの相談内容では「自己都合退職」が4万1,258件、「解雇」が3万2,614件と多かった。(6月27日)

**●ILO総会 ハラスメント禁止条約が成立**

職場でのあらゆるハラスメントを全面的に禁止した国際条約が、国際労働機関（ILO）総会で賛成多数で採択された。新条約は、義務違反には必要に応じて制裁を科す厳しい内容となっており、保護対象は社員だけでなく、ボランティアや求職者など幅広い。各国の政府が2票、使用者、労働者代表が1票をもち、日本は政府、連合が賛成したが、経団連は棄権した。(6月21日)

**●外国人の日本語学習支援、事業主の責務に**

日本に住む外国人の日本語習得を後押しする「日本語教育推進法案」が20日、参院文教科学委員会で全会一致により可決された。法案は、国や自治体、外国人を雇用する事業主に対し、日本に住む外国人の希望や能力に応じて日本語教育を支援することを求めるもの。支援対象としているのは、就労者、外国人の子、留学生ら。(6月21日)

**●厚労省 「無期転換ルール」通知義務化検討**

厚生労働省は、改正労働契約法で2013年4月から制度が始まった「無期転換ルール」について、権利発生直前に企業が雇止めをする問題が起きていることを受け、対策に乗り出す。今秋までに雇止めの実態調査の結果をとりま

とめ、対応策を検討する。企業側に対して、無期転換の権利発生までに対象者に通知するよう都道府県の労働局に通達を出して義務付けることなどが軸となる。(6月16日)

**●経産省 コンビニのあり方 検討会**

世耕弘成経済産業相は、24時間営業短縮などの問題で揺れるコンビニ業界のあり方を考えるため、経産省内に検討会を設ける考えを表明した。第1回会合は28日に開催、早ければ年内中に中間報告を取りまとめる。(6月15日)

**●複数就業者の労災給付増額へ**

厚生労働省は、副業・兼業をする労働者を念頭に、複数就業者が労災事故に遭った場合の給付額を増額する方針を示した。労災保険法などの改正を検討する。現在は労災に遭った事業場での賃金をもとに給付額を算定しているが、非災害事業場での賃金も含めて計算するようにする。(6月13日)

**●未払い賃金請求、期限延長へ**

厚生労働省は、企業に残業代などの未払い賃金を遡って請求できる期間を、現行の2年から延長する方針を決定。来年施行の改正民法で、債権消滅時効が原則5年となったことを踏まえたもの。経営側からは企業負担増大を懸念する意見があり、労使間の隔たりが課題。具体的な延長期間は、今秋にも労働政策審議会で議論される。(6月12日)

